



関係のある労働者以外の者の出入しない場所である。しかも、本件足場は高さ約六メートルであつて、法定の五メートルから僅か一メートル高いだけ、二、三本も丸太を投下すれば五メートル以下になる作業で作業規模として極めて小さいと当え、丸太投下の際に声をかけていた事実は危害防止の方法をとつていたことである。従つて、それ以上、労働者以外の者の立入禁止やその旨の掲示をすることを意味がなく、また危害防止の方法をとらなかつたとはいえない、というのである。よつて案ずるに、原判決挙示の各証拠によつて、本件当日は朝から人夫約六名が原石瓶の足場及び型枠の解体作業に、約一〇名がその約三〇メートル東方の製品瓶の型枠組みの作業に、それぞれ従事することとなり、その他に外部の業者の従業員五名位が機械の組立て作業をしていたが、右三組の作業現場は互いに離れていて、それぞれの組の作業員が他の組の作業現場を通行することは先づなかつたこと、作業員はすべて、他の組の作業内容をも知つていたこと、本件工事現場は国道二四号線から南方約五〇メートルの川原であつて、国道より約一〇メートル低くなつたおもり国道から本件工事現場にいたる道路二本は、いずれも被告会社において敷設したのであり、人家は右国道の北方と、本件工事現場の東方約二〇〇メートルで右国道の南側にあるにすぎず、いずれも比較的遠く離れているため、作業員以外の一般人が立入ることは先づ考えられないこと、本件原石瓶の足場の高さ六メートルであつて、二、三本の丸太を投下すれば、五メートル以下の高さになること、本件解体作業に従事していた人夫Gは丸太を落とすとき、下にいるBに対して「いくぞ」と声をかけ、同人が「落せ」と合図しては所論のとおりである。しかしながら、労働基準法四二条、四五条ひいては労働安全衛生規則は労働者を作業上の危害から護るために、危害発生の可能性の多い作業を想定して、使用者に一定の安全管理手段をとるべき責任を課することによつて、労働者の自己の作業のみに対する注意力の偏倚、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不馴れ等の異常な事態による危害の発生をもできるだけ防止しようとするものであるから、右規則定められた場合でいやくも危害発生の抽象的危険の存するかぎり、使用者は定められた措置をとるべき義務があることを相対する。したがつて、所論のごとくとく、労働者各自が全般の作業内容を熟知して、危害に対する自衛意識をもちうる一応考えられる場合であるつても、全労働者が終始危害発生の可能性に対する明確な認識と危害防止に対する注意力とを持続するものはかぎらず、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不馴れ、自己の作業のみに対する注意の偏倚等の原因により一時的または継続的に右認識及び注意力の減弱または欠如を招くことがないという保障がないのであるから、所論のごとく本件原石瓶の足場、解体作業員の現場付近に一般人及び他の組の作業員が近寄る可能性が少ないとしても、作業員が右現場の下方を通行する可能性が存在する以上、危害発生の抽象的危険はあるのである。また所論のごとく右足場の高さが六メートルであつて、労働安全衛生規則一〇八条の四第一項所定の高さ五メートルを超えること僅か一メートルであつても、使用者は同条項所定の危害防止の措置を講じる義務を免れることはできないも〈要旨第一〉のと解する。なお、同条項第三号にいわゆる「当該作業に関係がある労働者」とは、足場の解体、組立て又は変〈要旨第一〉更の作業に従事する労働者、当該作業用の材料等を運搬整理する労働者及び当該作業の指揮連絡にあたる労働者をも指すのであつて、型枠の解体、組立ての作業に従事する労働者はこれを含まないものと解するのが相当である。けだし、型枠の解体、組立ての場合の危害防止の措置については別に同規則一〇七条の八に規定が設けられているし、足場の解体組立てと型枠の解体組立てとを同時に同一場所で行わせることは危害発生の危険が大なることが明らかであるからである。

さらに、同規則一二一条一項にいう「看視人」とは専ら看視のみに従事する者をいうのであつて、他の作業と看視とを兼任する者を置いたとしても、同条項の要求を満足させるものではないと解するのが相当である。何故ならば、前記のごとく同条項は、労働者が作業をすることによつて生ずる注意力の減弱または欠如による危害の発生をも防止しようとする趣旨であるから、危害発生の防止のための看視人以外の作業をも兼務する者をあてることは意味をなさないからである。

〈要旨第二〉ところで、原判決挙示の各証拠を総合すれば、本件当日、右原石瓶の足場及び型枠の解体作業にあつた〈要旨第二〉作業員等は、原石瓶東南側を残し、内部等の足場及び型枠の解体を先にしていたところ、被告人Cが同日午後三時頃、右原石瓶作業現場を巡視した際、東南側足場の解体を早くするよう人夫Gに命じたので、同人は右命令に従い即刻原石瓶東南側の本件足場の解体作業に取りかかつた



がない。

よつて、刑事訴訟法三九六条により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 中田勝三 裁判官 佐古田英郎 裁判官 砂山一郎)